

# KWF 国際規約

## 第1章 総則

- 第1条 この法人は、NPO 法人 空手之道世界連盟「KARATENOMICHI WORLD FEDERATION」という。
- 第2条 この法人は、日本国内閣府によって認定された法人であり、日本国 NPO 法に則り本定款が制定された。
- 第3条 この法人は、総本部を日本国東京都中央区新川 2-8-4 ナカリンオー トビル 8 階におく。
- 第4条 この法人（以下「KWF」という）の全ての会員は本定款を遵守しなければならない。

## 第2章 目的及び事業

- 第5条 KWF は、日本の武術空手道の原点に立ち返り、KWF の武道空手たる真の空手道を探求し、並びに普及発展などに寄与することを目的とする。併せて、武道修行を通じた健全な青少年の育成と同志間の国境を越えた広く深い友好の輪を築くことを目指すものである。

## 第3章 KWF 武道空手

- 第6条 KWF は武道空手である。その武道精神は「矢原武道訓」をその核とし、「三点力法」を KWF の全ての技術の核とする。

## 第4章 資産

- 第7条 KWF の資産には無形資産と有形資産がある。
- 第8条 無形資産
- 1、 KWF 独自の「技法と精神」
  - 2、 事業に伴う収入
  - 3、 KWF 独自の組織体系と運営システム
- 第9条 有形資産
- 1、 会員
  - 2、 年会費
  - 3、 段、資格登録費
  - 4、 預貯金

5、 総本部道場造作費

6、 寄付金品

## 第5章 会計

第10条 KWFの会計年度は毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わる。

第11条 KWFは、事業計画及び収支予算編成の為に定例理事会を毎年11月1日から同年12月10日までの間に1回と、収支決算のために2月1日から2月31日までの間に1回開かなければならない。

第12条 第1回目の定例理事会は毎年12月10日までに開催される。これは理事長が編成した次年度のKWFの事業計画とそれに伴う収支予算の承認を問う会議であるが、これら資料は毎会計年度開始前の12月10日までに理事会に提出されなければならない。これらの同意には理事の過半数以上の承認を要す。

第13条 第2回目の定例理事会は、KWFの収支決算の承認の可否を問うものである。これは毎会計年度終了後2カ月以内開催されなければならない。この収支決算は理事長が作成し理事会に提出する。

## 第6章 事業計画

第14条 本定款にある事業計画とは、総本部主催国際的イベント、並びに総本部が手掛ける事業をいう。

- 1、 総本部主催国際技術講習会及び段・資格審査会
- 2、 総本部開催技術講習会及び昇段審査会（毎年2回/総本部にて開催）
- 3、 国際技術指導責任者講習会（毎年1回/東京にて開催）
- 4、 KWF関連商品の企画・立案及び販売
- 5、 ワールドカンファレンス及びワールドカップ立案と実施
- 6、 国際会議（KWF総会）

## 第7章 役員及び職員

第15条 KWFは次の役員をおく。

第16条 理事10名以上17名以内（理事長1名、副理事長1名、常任理事2名又は3名）の役員をおく。

第17条 理事は、KWFを代表し事務を管掌する地位にある者。

第18条 理事の任期は2年とする。但し、再選を妨げるものではない。

第19条 理事は理事会を組織する。

- 第20条 理事は理事会の中に総本部を設ける。
- 1、 総本部の役員人事は、主席師範（理事長）、副主席師範（副理事長）、常任理事2名又は3名で構成される。
  - 2、 理事長は必要に応じ1名から3名の範囲で総本部職員を採用する。
  - 3、 総本部は、理事会の下にKWF全体の運営業務、技術面を統括する。
- 第21条 理事会は、KWFの最高議決機関であり、KWFの最重要案件を審議し、議決する。その場合理事の3分の2以上の出席を要し、過半数以上での議決を要す。

## 第8章 総本部

第22条 総本部は下記の事業を行う

- 1、 国際指導員の養成
- 2、 KWFメンバーの技術向上を図る
- 3、 KWF傘下の団体の纏めと技術向上を図る
- 4、 KWFに関する協議規定・大会規定の立案
- 5、 各種審査の制度の研究・指導及び普及
- 6、 審判員の養成及びその技術向上を図る
- 7、 国際イベントの企画・立案及び開催と運営
- 8、 KWFに関する機関紙、教材等の発行と管理

## 第9章 総本部の運転資金

第23条

- 1、 総本部は、第4章第22条の事業を成すに必要な資金は理事会に諮られ、承認を得なければならない。
- 2、 総本部は、理事会の承認を得た事業資金は毎年12月25日迄に運転資金として受理することができる。
- 3、 総本部は、理事会で承認を受けた事業資金は、総本部の責任の下に自由に運用することができる。
- 4、 総本部の事業収入は、全ての会員による登録費収入、段審査及び資格審査収入、段及び各種資格登録費収入、国際レベルでのイベント収入、教材及び物品販売、ロイヤリティー収入等がある。

## 第10章 会長

第24条 KWFの会長は象徴的存在であり通常の業務には直接関与しない。

- 1、 会長は、KWFの目的に賛同しKWFの発展に寄与する人物でなければならない。
- 2、 会長は、理事の何れかから推薦され、理事の3分の1の同意得た者とする。

## 第11章 KWF 組織構成

第25条 KWFは下記によって組織が構成される。

- 1、 会員→支部→組織→エリア組織共同体→理事会（総本部）

## 第12章 会員

第26条 KWFには正会員と名誉会員とがある。

- 1、 正会員（以下「会員」という）とは、KWFの目的に賛同し、入会費並びに登録費を納め、然るべき入会手続きを経て総本部に登録された者。
- 2、 会員には、総本部から会員証が発行される。
- 3、 会員は、総本部に納めた費用は如何なる事由があっても返済を求める事はできない。
- 4、 全ての会員は必ず何れかの支部に所属しなければならない。
- 5、 名誉会員とは、KWFに特に功労のあった者で、理事長から推薦された者。
- 6、 名誉会員には、理事会から特別会員証が発行される。
- 7、 特別会員は、理事会の所属となる。
- 8、 全ての会員はKWF定款の下に所属する組織の自治規約によって活動できる。
- 9、 全ての会員は、所属する支部や組織を超えて勝手に行事等を行ってはいけない。但し、組織長、又は総本部の要請に基づくものはその限りではない。
- 10、 全ての会員は、他会員、支部、及び組織等を脅かす行為などは絶対にしてはならない。
- 11、 会員はKWFが開催する各行事に参加することができる。また総本部が発行する各機関紙及びその他の情報誌等の頒布が受けられる。
- 12、 全ての会員は、本条1～9項までの規約に違反したり、また繰り返しそれを改めない場合は除名される場合がある。KWFの名誉を著しく傷つけた場合も同様に除名される事がある。

第27条 会員は次の事由によりその資格を喪失する。

- 1、 退会
- 2、 会費、及び登録費等を滞納したとき
- 3、 前条に抵触した場合
- 4、 禁治産者及び準禁治産者の宣告
- 5、 死亡
- 6、 除名

## 第13章 支部

### 第28条

- 1、 支部とは、KWFの目的に賛同し、20名以上の会員を有した団体をいう。
- 2、 支部は、総本部の所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。
- 3、 支部は、KWF公認のD級以上の指導員資格を1名以上置かなければならない。
- 4、 支部の名称は自由とする。但し、KWF〇〇などは使用できない。
- 5、 全ての支部はその国の組織の傘下に必ず加入しなければならない。
- 6、 支部は、KWFの定款及び所属する組織の自治規約の下に支部規則を設けることができ、その範囲内で自由に活動することができる。
- 7、 支部は、自支部所属の全ての会員を総本部に登録しなければならない。その場合は組織を通して登録される。
- 8、 支部は、自支部内に指導員D級以上の資格者を置かなければならない。また審査員D級以上の資格者が居る場合は支部単体で昇級審査8級から1級までができる。
- 9、 支部は、自支部内での行事はできるが、組織を超えるレベルでの行事等は一切できない。並びに組織外でも同様とする。
- 10、 支部は、本条1～9までの項目に違反した場合、理事会より解散を宣告される場合がある。その場合、解散に起因して何らかの問題が生じてもKWF（理事会）は一切の責任を負うものではない。
- 11、 支部長は、自組織の組織長に立候補する資格を有す。
- 12、 その場合、支部長等の互選による。選挙は自支部に所属する会員数が立候補者の選挙票になる（会員1名=1票）。但し、総本部に登録されている会員に限る。

## 第14章 組織

- 第29条 一国一組織とする。
- 第30条 組織とは傘下に属する支部の集合体である。
- 第31条 組織名はKWFの全組織共通とする。
- 第32条 組織は、一国一組織の原則に基づき、その国を代表する組織であるので其々の国名の頭にKWFを使はなければならない。例えばブラジルの場合⇒「KWF ブラジル」、イタリアの場合⇒「KWF イタリア」となる。
- 第33条 各組織は、運営の長として組織長をおかななければならない。
- 第34条 各組織は、KWF定款の下に自治規約（以下：例⇒「KWF日本組織規約」という）を設け、その範囲で自由な活動ができる。
- 第35条 各組織は、その傘下の支部長等で構成する運営委員会を設けなければならない（例⇒「KWF日本運営委員会」、或いは「KWF北アメリカ運営委員会」等々）。
- 第36条 組織の長は、傘下の支部長等の互選によって選ばれる。選挙になった場合は、支部長は自支部に有している会員数そのまま立候補者の票になる（会員1名＝1票）。但し、総本部に登録されている会員に限る。
- 第37条 組織長は技術もさることながら、それ以上にビジネスセンスを備えた組織運営に長ける人物でなければならない。当然に、組織が度々経営不能に陥ったり、組織長としての義務を怠り、理事がこの者を組織長の資格なしと判断した場合、理事会は3分の1でこの組織長を解任できる。
- 第38条 組織長は、まずは、組織を健全に運営し、傘下の支部を統括して、組織を活性化し、且つ繁栄させなければならない。併せて、総本部が実施する公の活動には組織を率先して協力しなければならない。
- 第39条 各組織は、自組織の活動資金は自力で捻出しなければならない。
- 第40条 組織の三役が組織の公的業務で行動するときは組織にプールされている資金を使う。
- 第41条 各組織内で生じた諸問題はその組織内の組織運営委員会で対処しなければならない。対処しきれない重要事案等は組織長を通して理事会に上申する事ができる。
- 第42条 各組織は、各々の会計を透明化しなければならない。運営委員会は収支予算、事業計画、また収支報告を定められた期日まで作成し5年間保存しなければならない。理事会は必要に応じてこれを閲覧することができる。
- 第43条 理事長が組織長解任を容認した場合、組織はその日から1ヵ月以内に選挙を実施して新しい組織長を選任しなければならない。

第 44 条 組織長は、理事会の理事に立候補する資格を有す。選挙の場合、エリア傘下の組織長等の互選による。

第 45 条 この場合の選挙は、自組織が有している会員数が立候補者の選挙票になる（会員 1 名=1 票）。但し、総本部に登録されている会員でなければならない。

第 46 条 組織技術講習会組織長は、毎年 1 回以上、組織傘下の会員を結集して組織技術講習会を開催しなければならない。その場合、全組織統一の技術講習会の呼称を統一しなければならない。

例：インドの場合⇒「KWF インド技術講習会」、フランスの場合⇒「KWF フランス技術講習会」とする。

第 47 条 この技術講習会開催は KWF ロイヤリティーを総本部に納めなければならない。ロイヤリティーは総会によって決められる。

第 48 条 エリア技術講習会

組織長は、2 年毎に総本部が主催する「総本部主催エリア国際技術講習会」を主管する。このイベントが開催されるエリアの各組織長等は自組織傘下の会員を結集して協力しなければならない。

第 49 条 KWF 国際カンファレンス（ワールドカップ）

組織長は、2 年毎に開催される KWF の最重要イベントである「KWF 国際カンファレンス」に組織の威信をかけて選手を送ることを義務とする。個人戦はもとより特に団体戦への参加を第一とし、その為に常日頃から選手を養成すると共に参加費用もプールしていかななければならない。

第 50 条 各国技術指導責任者講習会

KWF 武術空手の技術を統一するために、毎年一回 KWF 総本部にて実施される国際技術指導責任者特別技術講習会をいう。この技術講習会には各組織の技術指導責任者は必ず参加しなければならない。

2 回以上続けて不参加の場合技術指導責任者を解任する場合がある。

各組織は自組織の公費で技術指導責任者を派遣する。

## 第 15 章 エリア組織共同体

第 51 条 エリア組織共同体とは、世界に分布する KWF の国々（組織）を 7 つのエリアに区分したその内の 1 区域（エリア）をいう。

第 52 条 7 区分のエリアとは次をいう⇒①西ヨーロッパ、②東ヨーロッパ、③中東・アラブ諸国、④中央・南アフリカ、⑤アジア・オセアニア、⑥北米、⑦中南米をいう。

## 第 53 条 7 エリアの其々の正式呼称

- ① 西ヨーロッパ組織共同体
- ② 東ヨーロッパ組織共同体
- ③ 中東・アラブ組織共同体
- ④ 中央・南アフリカ組織共同体
- ⑤ アジア・オセアニア組織共同体
- ⑥ 北米大陸組織共同体
- ⑦ 中南米大陸組織共同体

## 第 16 章 事業体系

第 54 条 KWF は運営部門と技術部門から構成されている。

### 1、 運営部門

運営委員会→運営審議委員会→理事会（総本部）

### 2、 技術部門

国際師範会→最高師範会→理事会（総本部）

## 第 17 章 運営部門

第 55 条 運営部門とは、世界広範囲に分布する KWF 世界組織を国単位、及び地域単位に分け、運営面上での統括を容易にするための KWF 独自のシステムである。

- 1、 組織運営委員会とは、国単位で各組織の事業活動や諸問題の対処などを手掛けて組織の安定化を図る機関をいう。これらを（例：「KWF 日本組織運営委員会」、或いは「KWF イタリア組織運営委員会」等々）と呼称する。

## 第 18 章 技術部門

第 56 条 技術部門とは、KWF 独自に体系化された武道空手の「技法と精神」を探求し、併せて指導員の養成しながら指導及びそれらを普及するためのシステムをいう。

## 第 19 章 組織技術指導責任者と組織技術講習会

第 57 条 組織単位では、各組織は 3 役の中に必ず技術指導責任者 1 名を置かなければならない。

- 1、 技術指導責任者は、組織長が選び主席師範並びに副主席師範が認めた者でなければならない。
- 2、 技術指導責任者は組織長の下に行動し、常に自組織の発展に技術 面から寄与しなければならない。

- 3、 技術指導者は、総本部主催の技術指導責任者技術向上国際セミナー（以下「技術向上セミナー」という）に参加しなければならない。その場合、組織の公費を使用できる。
- 4、 技術指導責任者は、東京総本部技術向上セミナーで修得した KWF 武道空手の技術を組織傘下の会員等に伝導し技術の統一を図る。
- 5、 技術指導責任者は、空手の技術だけではなく、傘下の会員らと共に KWF の武道精神を学び尊び、人間の徳育を図ることを信条とする。

## 第 20 章 会議

第 58 条 KWF には次の会議がある。運営委員会、師範会、臨時理事会、定例理事会、国際会議（KWF 総会）がある。

第 59 条 KWF の全ての会議は電子メール、スカイプ及びそれらに類似した方法などで行われる。但し、国際会議（総会）はこの限りではない。

## 第 21 章 運営委員会とエリア組織共同体

第 60 条 エリア組織共同体とは、世界に分布する KWF を 7 区分に分けたその 1 区分をいう。その参加に集合する国々をまとめてエリア組織共同体という。

第 61 条 運営委員会は、エリア組織共同体ごとに設けられ、各エリア傘下の組織全体を運営面から統括する機関である。

第 62 条 運営委員会の委員は各組織の長が選任される。

第 63 条 運営委員の任期は 2 年とする。

第 64 条 運営委員は、各組織ごとにその傘下の支部長等の互選で選ばれる。選挙の場合、支部長らは自支部に有する会員数がそのまま 当人の選挙票となる（会員 1 名 = 1 票）。但し、総本部に登録された正会員でなければならない。

第 65 条 各エリアは運営委員選任後、10 日以内に運営委員長を選任しなければならない。委員長は、各エリア毎にその傘下の組織長らによる互選で選ばれる。選挙の場合、組織長らは自支部に有する会員数がそのまま本人の選挙票となる。（会員 1 名 = 1 票）。但し、総本部に登録されている正会員でなければならない。

第 66 条 運営委員会は、委員長選任後一週間以内に選挙結果を理事会に報告し、理事長の承認を得なければならない。

第 66 条 運営委員長は、委員長就任後 10 日以内に委員長業務を補佐する役員 2 名を選任し理事会に届ける。

- 第 67 条 運営委員会は、本定款、及び KWF 国際規約の下に自治権を設けその範囲で自由に活動ができる。
- 第 68 条 運営委員の活動経費は各委員の帰属する組織の負担とする。
- 第 69 条 運営委員長は KWF 最高機関の理事会の理事を兼ねる。
- 第 70 条 運営委員会は、総本部とのコミュニケーションを密にし、常に総本部の方向性を理解し、総本部に係わる事業には積極的に協力をしなければならない。且つ傘下の組織の育成及び支援等もする。
- 第 71 条 運営委員会は毎年 2 回以上 4 回以内で 2 段以上の ~~削除~~昇段審査、並びに資格審査を行わなければならない。
- 第 72 条 運営委員会は、毎年 1 回以上、各組織及びエリアにて技術講習会を開催しなければならない。但し、総本部が開催する技術講習会と重なる場合は総本部の講習会を優先しなければならない。
- 第 73 条 運営委員会は、総本部がエリアごとで開催する「総本部主催〇〇エリア国際セミナー」が自エリアで実施される場合は主幹となり自エリア傘下の組織を結集して協力しなければならない。
- 第 74 条 ~~この項重複しているので削除~~ ~~×~~ 運営委員会は、本定款並びに国際規約の下に自治権を有しその範囲で自由に活動ができる。
- 第 74 条 ~~この項重複している~~ ~~×~~ 上文の代わりに下記を挿入  
総本部が各エリアで主催する技術講習会の収支の配分は別に「総本部主催エリア技術講習会規約」にて定められる。
- 第 75 条 運営委員会は、エリア組織共同体として開催する大会や技術講習会は総本部に届けなければならない。これらは KWF ロイヤリティーを総本部に納めなければならない。
- 第 76 条 運営委員会は、傘下の組織間同士に問題が発生した場合は委員会で対処するが、問題が KWF 組織にまで危害が及ぶと予想された場合は、理事会にそれらの処理を委ねる事ができる。

## 第 22 章 臨時理事会

- 第 77 条 臨時理事会は KWF の運営に関する緊急重要案件に対応するための会議をいう。
- 第 78 条 臨時理事会は、理事長の判断によって開催される。又は理事現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示して請求のあった場合、理事長はその請求のあった日から 7 日以内に臨時理事会を開かななければならない。
- 第 79 条 臨時理事会は、「電子メール」、「スカイプ」及びその他これに類似した方法などを活用して開かれる。

## 第 23 章 定例理事会

- 第 80 条 定例理事会は、毎年 2 回開催される。
- 第 81 条 定例理事会は、事業計画及び収支予算編成のため 11 月 1 日から 12 月 20 日の間の何れかで 1 回開催される。2 回目は決算報告承認のため 1 月 1 日から 2 月末までの何れかで開催される。
- 第 82 条 定例理事会は、理事長が招集する。
- 第 83 条 KWF 会議は基本的には電子メール或いはスカイプ、及びそれに類似した方法どを用いて開催される。

## 第 24 章 国際会議（会員総会）

- 第 84 条 国際会議は会員総会ともいう。
- 第 85 条 国際会議は、2 年毎に開催される KWF 世界カンファレンスの期間中その開催地で開かれる。
- 第 86 条 総会は、各組織傘下の会員を代表した組織長、国際師範会、最高師範会、理事会（総本部）などによって構成される。
- 第 87 条 総会の開催は、会員代表委員の過半数以上の出席を要する。
- 第 88 条 総会での審議事案は出席者の 3 分の 1 で議決される。
- 第 89 条 総会で議決された重要事項は更に理事会に諮られ、理事会の 3 分の 2 以上で議決される。
- 第 90 条 総会の議案等は理事長より事前に組織長以上の役員に提出される。総会では途中での動議も許される。
- 第 91 条 総会は円卓会議の形式で上下隔たりなく議論されなければならない。

## 第 25 章 総会の締め

- 第 92 条 総会の締めの後には毎回、理事長より KWF の短期、中期、長期計画等が発表される。

## 第 26 章 定款の変更並びに解散

- 第 93 条 この定款は総会の過半数以上の議決で変更できる。
- 第 94 条 KWF は総会と理事会の合同の 3 分の 2 以上の議決で解散できる。  
この場合双方合わせて過半数の出席を要す

## 第 27 章 国際師範会

- 第 95 条 国際師範会とは、KWF6 段位を有し、最高師範会の師範何れかから推薦された者で功績を称え国際師範としての栄誉を与えられた者。で益々の向上心を持ち総本部の国際的事業活動を理解し、共に歩み指導と普及に寄与できる者で、国際師範会の資格登録料を納め総本部で所定の手続きを経て最高師範会の承認を得た者。最高師範会では 3 分の 1 の議決を要す。
- 第 96 条 国際師範会は、総本部の技術に関する業務の補佐をする。
- 第 97 条 国際師範会は、2 名の国際師範を理事会の理事に選任する。

## 第 28 章 最高師範会

- 第 98 条 最高師範会の修行と功績を称え理事会から最高師範の栄誉を与えられたもの。
- 第 99 条 最高師範会は、国際師範会に入会する者の承認の可否を下す。その場合 3 分の 1 の議決を要す。
- 第 100 条 最高師範会は、総本部の国際イベントを技術面から補佐する。
- 第 101 条 最高師範は、総本部主催の国際技術講習会の指導を補佐する。

### 補足

KWF の会員同士及び KWF に関する全ての紛争には日本の法律が適用される。訴訟に発展する場合は日本国東京の裁判所にて争われる。

## KWF 段位・資格規定

2019 年 11 月 8 日  
(東京国際会議にて発表)  
2020 年より施行する。

## 第1章 段・資格取得基準

第1条 KWFの全ての段位を取得するには年齢制限と取得期間を設ける。

第2条 KWFの全ての資格を取得するには、一定の条件と基準を設ける。

第3条 KWFの段位には、少年段位と一般段位並びに高齢者及び障害者特別段位がある。

## 第2章 少年段位

第4条 少年段位の受験資格は10歳以上～18歳以下の男女とする。

- 1、 少年の取得できる段位の上限は2段位までとする。
- 2、 少年段位は、初段位を取得してから2年と6カ月以上が経過して2段位の受験が出来る。
- 3、 少年段位は、一般成人の段位と同等には扱われない。よって18歳に達したとき、少年初段位は一般成人の1級となり、2段位は一般成人の初段位となる。少年初段位は18歳に達して、実質上は一般の1級となるが、引き続き黒帯使用は認められる。
- 4、 本条第2項により昇段審査を受験する場合は、その審査料金は通常的一般成人の審査料金の半額となる。同様に合格した場合の登録料金も一般成人の半額となる。但し、これらは18歳に達してから2年以内の受験者に限る。

## 第3章 一般段位

第5条 一般段位には取得期限と年齢制限を設ける

- 1、 18歳以上の者は一般段位受験資格を有する。但し、初段位受験資格者は遡って8級から1級までの全てを登録済みの者でなければならない。
- 2、 段審査を受験する場合、一回でも未登録がある場合、遡って8級から受験するまでの全審査料金を納めなければならない。

## 第4章 高齢者及び障害者特別段位

第6条 特別段位

- 1、 65歳以上の高齢者及び障害者で希望があり審査委員長が認めた場合に限り特別段位の審査が受験できる。
- 2、 特別段位とは、審査委員長が受験者の状態に合わせてその都度審査内容を変更するものである。
- 3、 この審査での合格者は、当然に一般段位と同等のものになる。

- 4、 受験者は、一般段位、或いは特別段位のどちらでも自由に選ぶ事ができる。

## 第5章 取得期限と年齢制限

### 第6条 取得期限と年齢制限（一般成人段位、及び高齢者及び障害者）

初段～2段⇒1年6カ月以上

2段～3段⇒2カ年以上

3段～4段⇒3カ年以上

4段～5段⇒3カ年以上 ⇒ 40歳以上

5段～6段⇒7カ年以上 ⇒ 50才以上

6段～7段⇒8カ年以上 ⇒ 55才以上

7段～8段⇒10カ年以上⇒ 65才以上

※ KWFの一般成人の最高段位は8段までとする。

※ 副首席師範は9段位とする。

※ 首席師範は10段位とする。